

3) 関連法令等

伊達市大滝区温泉供給条例及び施行規則

4) 現況

平成 24 年度の歳入、未収額は次のとおりである。(単位：千円)

| 歳入額 現年度調定額 | | | 歳入額 調定額 | | | 収入未済額 | | | 不納欠損額 | | |
|------------|--------|--------|---------|--------|--------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| H22 | H23 | H24 | H22 | H23 | H24 | H22 | H23 | H24 | H22 | H23 | H24 |
| 13,287 | 12,572 | 11,925 | 13,455 | 12,786 | 12,301 | 235 | 376 | 400 | 0 | 21 | 0 |

大口の取引先である宿泊等施設への供給量が多い。

(2) 管理状況

1) 徴収事務

使用料の徴収は、伊達市水道部が受託により実施している。使用量は、水道と同様に各供給先のメーターにより把握され、上水の使用量と合わせた排水が下水道に排出されるため、下水道の使用量にも影響することもあり、水道部の使用料計算、収納システムに乗せて管理されるものである。

2) 監査手続き

平成 23、24 年度の収入未済額につき、平成 25 年 10 月時点での回収状況、回収記録により、未納が放置されず、徐々に回収されていることを確認した。

(意見) 平成 25 年度分の使用料は納付されている。平成 23 年 1 月分からの未納金額が残っている。これは、市の発行する現年度の納付書を用いて納付されるためであるが、債権は時効にかかるものであり、回収は古いものから充当することが原則である。古いものについても交渉し、納付書を発行するなどの対策をとり、少額ずつでも古いものから回収することが望まれる。

III 有価証券

1 概要

(1) 対象

自治体の保有する資産のうち、有価証券は、地方自治法第 238 条公有財産のうち第 1 項第 6 号「株式、社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利」に当たると思われる。

また、自由にリスクをとって資産運用が可能な民間企業と異なり、自治体の資金(現金)は、「確実かつ有利な方法」での運用だけが認められている。(地方自治法第 235 条の 4 第 1 項)

このことから、資金運用として購入する国債や公的債権以外の、株式などの元本が保証されていない有価証券を自治体が保有するケースとしては、何らかの政策目的をもって取得・保有するもの、あるいは寄附により取得したものに限定されると考えるべきであろう。

(2) 種類

一般的な有価証券の種類は、金融商品取引法第 2 条第 1 項に列記されたものを指すが、伊達市の保有する有価証券は、現金の運用として保有する国債・地方債等の証券と、何らかの

政策目的を持って保有する株券に限定されると思われる。平成 24 年度から平成 25 年 10 月までを通じて、現金の運用は預金に限定しており、伊達市が保有する有価証券は、株式会社の持分である株券だけである。

(3) 権利

出資金は種類の別に、それぞれの法令等に基づき権利や義務が発生する。

株券は、株式会社の持分であり、持分を有する株主の義務は有限で、割当てられた金額を出資する責任に留まり、持分の価値がゼロになる可能性もあるものの、出資額以上の負担は求められない。

株主の権利は、①株主総会での議決を通じで経営に参加する権利（議決権）と、②利益の分配（配当）や、残余財産の分配を受ける権利（財産権）に分けられる。

このうち、議決権は、議決権のある株式の保有数に応じて行使するが、通常の議題は過半数で議決される。また、株主総会に議題を提案する権利など、行使できる権利も、議決権総数に対する割合に応じて異なってくる。このため、少数の議決権しか持たない場合には、実質的な権利は、②のうち、配当を受ける権利に限定される。

一方で、明確に株主の権利と位置付けられてはいないが、会社は株主が権利を行使するために必要な条件を整える義務を負う。たとえば、会社は経営の状態や課題を株主に説明し、経営を委任された取締役とそれを監視する監査役が株主に対する責任を果たしていることを説明したうえで、配当や役員を選任を株主総会の議題として提案する。

会社の経営に疑問を持つ株主は、議決権を行使するほか、いつでも自らの持分を売却することにより、会社の経営から退出することができる。

(4) 現況

伊達市の保有する有価証券は、7 銘柄であり、その概要は次のとおりである。

(単位：千円、%)

| 区 分 | 金 額 | 議決権割合 | 資本金 | 純資産額 | 経 緯 |
|-------------|--------|---------|-----------|------------|--------------------------|
| (株)大滝観光公社 | 5,000 | 10.00 | 50,000 | (2,142) | 「道の駅フォーレスト276大滝」認定のために設立 |
| (株)北海道畜産公社 | 5,400 | 0.11 | 4,797,630 | 5,469,160 | 公社設立時に地方自治体への要請 |
| (株)室蘭民報社 | 100 | 0.13 | 79,985 | 410,591 | |
| (株)ドーコン | 18 | 0.03 | 60,000 | 11,770,901 | 北海道からの要請 |
| 北海道曹達(株) | 280 | 0.02 | 1,224,519 | 5,294,849 | 北海道からの要請 |
| クレードル興農(株) | 5,000 | 注) 0.00 | 396,300 | 432,270 | 工場への出荷量が多い自治体などに要請があった |
| (株)伊達観光物産公社 | 5,000 | 66.67 | 7,500 | 15,920 | 観光に係る事業を営むために設立 |
| 計 | 20,798 | - | - | - | |

注) 優先株であることから、議決権のない配当優先株であると考え、ゼロとしている。

2 管理状況

(1) 分掌

それぞれ、担当部署では会社からの招集通知などの管理を、配当などの入金と株券やその

資産台帳の管理及び総合的なとりまとめを財政課で行っている。

財政課では、前表に記載のように、当初の取得経緯を調査して記入している。

多くは、何らかの施策に関連するか、北海道の依頼によるものである。

(2) 監査手続き 1

発行されている株券の現物は財政課で管理され、年度ごとに照合されている。

上記リストと保管されている株券が一致することを確認した。

(意見) 株券は、見出しをつけて管理されているが、株券の枚数も多いものがある。毎年すべてを照合しているとのことであるが、株券の番号、枚数等を記入した封筒に、封印し、以降は封筒が開封されていないことを確認するなど、管理の簡易化を検討することが望まれる。

(指摘事項) ㈱大滝観光公社の株券は保管されておらず、代わりに昭和 61 年の株式払込み証書が保管されている。株券の状況を会社に確認し、再発行、不所持通知など、株主であることの確認ができる対応が望まれる。

(3) 監査手続き 2

財政課で管理されている各社の株主総会招集通知、事業報告、計算書類等をまとめたファイルを開覧し、伊達市の管理状況を確認するとともに、投資先に財務状態が悪化しているものはないか、伊達市の記録と一致しているかなどを確認した。

(指摘事項) ㈱大滝観光公社は、純資産がマイナスであり、いわゆる債務超過の現状にある。市が出資した 500 万円は棄損されている。また、株主総会の議事録が送付されているが、伊達市は議決権を行使していない。

伊達市の持分は 10% であり、直接経営の意思決定を左右することはできないが、出席のうえ、今後の方針等について質問することが望まれる。

(指摘事項) ㈱北海道畜産公社は、平成 24 年度の事業報告及び計算書類が入手されていない。これらは会社の状況を知るための重要な資料であり、配当収入とも照合されるべきものである。担当部署でも、管理部署でも保管する必要がある。

(意見) 7 銘柄のうち、㈱クレードル興農は、普通株式のほか優先株式を発行しており、伊達市の保有している株式は優先株式と思われる。優先株式は、通常は、優先的に配当を受ける権利を持つ株式であるが、伊達市は配当を受けていない。これは、会社の利益が少なく、十分な配当財源がないためと推測できるが、配当優先株式であれば、優先して配当を受ける代わりに、議決権など、他の権利が制限されていることがある。通常の場合は、配当を受けられない場合は、優先的な権利もないため、議決権が復帰する。

これらの優先内容を記載した文書がファイルされていない。伊達市は、会社に対して有する権利の内容を把握しておく必要がある。

(意見) ㈱室蘭民報社は、旧大滝村で取得していた有価証券であるが、取得経緯が明確でない。また、北海道からの依頼で取得した㈱ドーコン、北海道曹達㈱は、それぞれ取得価格は少額であるが、どのような場合に売却すべきなのか、検討する根拠がない。

これらについて、現在出資額を上回る純資産を保った経営が行われており、配当も受けて

いるため保有することに関し特に問題はないと思われるが、他の持分とあわせ、たとえば反社会的な勢力との取引を行ったり、商品の内容に悪質な偽装を行ったなどの場合には、株式の買い取りを会社に対して請求する、などの行動指針の作成が望まれる。

3 課題等

(1) 管理規定

自治体にとって元本が保証されない有価証券は、寄附で受け入れる等の特別な場合以外、政策目的を持たなければ取得する合理性はない。

(意見) 有価証券の管理にあたっては次の点に留意し、管理規定を作成することが望まれる。

- ・取得できる場合の条件を明確にする。
- ・毎年の株主総会の決議について、株主総会関連資料について市の担当部署で確認し、発言すべき事項や議決内容を決定し、検討証跡を残すなどにより、検討が適正に行われたことを証明可能な状態にする。
- ・同招集通知、事業報告、計算書類等の内容につき、純資産の水準や確認すべき事項をあらかじめ定め、担当部署で確認し、その証跡を残す。
それにあたっては、異常と認識すべき事項とそれに対する対応を定める。
- ・配当を受ける場合の財政課への連絡
- ・株券の管理

(2) 役員への就任

7 銘柄のうち、(株)北海道畜産公社及びクレードル興農(株)は、伊達市長が取締役に就任している。(株)伊達観光物産公社には、職員が役員に就任している。

(株)北海道畜産公社は、自治体が運営することも多いと畜場を運営する会社であり、各自治体が出資していることから、出資自治体の長が交代で役員に就任する慣行にある。

クレードル興農(株)は、前者ほどではないものの、出資自治体は、会社の工場に農産品を供給している自治体であり、会社の成長は自治体の農業振興にもつながることから、その長が取締役に就任している。

(株)伊達観光物産公社は、伊達市観光物産館を運営するために設立された株式会社であり、伊達市の意向を反映するために役員に就任することは当然である。

(意見) それぞれ就任には市の施策に照らしても合理性はあるが、取締役に就任する場合、経営責任の一端を担うことになるため、慎重な検討が求められる。

財務基盤に問題はないか、内部統制が有効に機能する状況か、などの会社の現況を検討のうえ、就任することに問題はないかの検討が必要である。たとえば、役員報酬の定めがある取締役には就任できないと考えるべきであろう。

また、就任後は、取締役会が会社法の規定どおり開催されているか、そこで行われる意思決定は妥当か、について、責任が生じる。これは、市の業務の一環として就任することになるため、個人に帰属すべき責任ではない。議事録の確認を有価証券の管理担当部署などで行い、それについても文書化して事業報告等とともに保管することが望まれる。